

農地バンク事業の流れ（概要）

農地を貸したい方(出し手)

所有者（出し手）から市町等の相談窓口へ「農地を貸したい」旨の申出

貸付希望農地の調査及び期間、賃料などの諸条件の相談

農地を借りたい方(受け手)

借受希望者の公募

公募結果をリスト化し、公表

農地バンクの貸付ルールにより、公募結果のリストから人・農地プランを重視し受け手を選定

出し手と受け手のマッチング

①集積計画一括方式の場合

※出し手と受け手のマッチングが整っている契約が対象

市町が農用地利用集積計画を作成

農地バンクは農用地利用集積計画の利害関係人への意見聴取を実施

県へ農用地利用集積計画の知事協議

市町が農用地利用集積計画を公告

②配分計画方式の場合

※再配分等の契約が対象

市町が農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画を作成

市町が農用地利用集積計画を公告
農地バンクは農用地利用配分計画の利害関係人への意見聴取を実施

県へ農用地利用配分計画の認可申請

県が農用地利用配分計画を認可及び公告

